



## 数字から見る遺産分割紛争の実態

現在の相続税制のもとにおいては、年間約114万人の相続の発生に対し、相続税の対象となるのはわずか4%のみということのようです。

一方、司法統計によると、平成22年中に成立した遺産分割調停7987件のうち、相続財産の価額別件数は次のとおりであったということです。

1000万円以下	2469件
5000万円以下	3465件
1億円以下	1060件
5億円以下	590件
5億円超	51件
不明	352件

つまり、調停に持ち込まれているケースは、件数としては、相続税がかからないようなケースの方が圧倒的に多いのです。必ずしも相続財産が多いから紛争になっているわけではないのです。

また、上記の内容を遺産の内容

別にみると次のとおりです。

不動産及び動産・預金等	6889件
動産・預金等	1098件

このように、86%のケースで不動産が相続財産に入っています。

そうすると、調停に持ち込まれているケースの多くは、相続財産は5000万円以下で、その内容は不動産と預貯金等ということになりそうです。そうしますと、実質的には、自宅の不動産と預貯金が相続財産という、ごく一般的な家庭が相続で揉めてしまう典型例であると推測できそうです。

では、なぜそのような相続財産の内容で揉めてしまうのかを考えてみますと、事実上分割できない自宅について、家を継ぐ者は当然に自宅の権利を主張する一方で、家を継がない者は自宅の価値を含めた財産総額のうち自らの法定相続分の分配を要求するという構図

があるのではないのでしょうか。

実は、成立した遺産分割調停の内容を見ますと、3分の2程度が代償分割（主な財産を取得する者が他の相続人に代償金を支払うという方法）をしています。

このような数字を見ると、紛争となる前に遺産分割の話し合いをするに際しては、自宅を継ぐ者は場合によっては代償金の支払いを考慮し、自宅を継がない者は、親の介護や先祖祭りにお金がかかることを理解したうえで行うべきでしょう。

以上の実情を踏まえ、当事務所では、遺産分割紛争を極力事前に防止するために、遺言作成を支援しています。遺言というと、財産の相続方法が中心になりがちですが、遺言者の気持ちを伝えるために心のこもった遺言の作成を支援することにより、スムーズな相続手続に寄与したいと思えます。

父が亡くなりましたが遺言が発見されました。しかし、遺言の内容を確認したところ、残された私たち相続人の思惑とは異なる相続方法が指定されていました。遺言を無視して遺産分割をすることができますでしょうか。

遺言が存在する場合、理論的には、遺言の効果は遺言者の死亡と同時に生じ、当該財産は相続人等に帰属することになるため、相続方法を指定された財産は相続財産を構成しないと考えられます。したがって、遺産分割をする余地はありません。

しかし、東京地裁昭和63年5月31日判決は、「相続人間の合意の内容が遺言の趣旨を基本的に没却するものでなく、かつ、遺言執行者が予めこれに同意したうえで、相続人の処分行為に利害関係を有する相続財産の受遺者との間で合意し、右合意に基づく履行として、相続人の処分行為がなされた場合には、もはや右規定の目的に反するものとはいえず、その効力を否定する必要はないと解される」と判示しています。

つまり、相続人間の合意の内容が遺言の趣旨を基本的に没却するものでなく、遺言執行者が予めこれに同意したという要件のもとに遺産分割も可能であるとしているのです。

実務的にも、「遺言の趣旨」を尊重することが必要ということですので、ご注意ください。

## 法務担当者講座

債権譲渡登記制度とは、金銭債権の譲渡や金銭債権を目的とする質権の設定について、債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備するために制度化されたものです。

民法の原則は、金銭債権の譲渡や金銭債権を目的とする質権設定を第三者に対抗するためには、確定日付ある証書によって債務者に通知するか、債務者の承諾を得なければなりません。この特例として、債権譲渡登記をすれば、第三者に債権譲渡等を対抗することができます。

債権譲渡登記では、企業が有する資産を有効に活用し、資金調達円滑化・多様化を図るため、将来発生する債権の譲渡についても第三者に対する対抗要件を備えることが可能です。

さて、当事務所では、年に数件の債権譲渡登記を受任していますが、登記の添付書類は、登記委任状、資格証明書、印鑑証明書だけであり、非常にシンプルです。

しかしながら、半分ぐらいのケースでは、債権譲渡契約書の作成から依頼を受けますので、債権を譲渡する趣旨をお聞きすると

## ちょっと待て、その債権譲渡登記

も、譲渡の対象となる債権は現債権だけなのか、将来債権を含むのかなど、契約条項を細かく規定していく必要があります。

また、債権者データ、債務者データ、債権データなどは電子化する必要がありますので、その入力作業に多くの時間を費やすことになります。

ところで、債権は、原則として譲渡することができますが、その性質上、または、当事者が譲渡禁止の特約をした場合は譲渡することができなものとされています。これは、次のとおり、民法466条2項に規定されています。

(債権の譲渡性)  
民法第466条 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。  
2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

ご存じの方も多いと思います。最高裁の昭和48年7月19日判決は、「民法466条2項は債権の譲渡を禁止する特約は善意の第三者に対抗することができない旨規定し、その文言上は第三者

の過失の有無を問わないかのようなものであるが、重大な過失は悪意と同様に扱うべきものであるから、譲渡禁止の特約の存在を知らずに債権を譲り受けた場合であっても、これにつき譲受人に重大な過失があるときは、悪意の譲受人と同様、譲渡によってその債権を取得しえないものと解するのを相当とする。」と判示しています。

一般的に、債権譲渡契約による債権の譲受けは、譲受人の譲渡人に対する債権を担保するために行われることが多いため、譲受人は譲渡人よりも優位な立場にあります。したがって、譲渡の対象となっている債権の内容について譲渡人に確認を求めることは可能である場合が多いものと思われまます。そうすると、その調査をせずに譲渡禁止の特約の存在を見逃してしまうのは重大な過失となるものと考えられます。

そこで、譲渡の対象となっている債権について、譲渡禁止の特約がないことを確認しておく必要があるわけです。仮に、これを見落として債権譲渡登記を完了したとしても、実質的には、何の保全にもならないこととなってしまますので注意が必要です。



ぶろふいーる



野々垣守道

(ののがきもりみち)  
昭和53年8月19日生  
しし座 血液型 A  
浜松西高、花園大学出身

先日、取引先との間で、食生活が肉食中心になると栄養が偏ってしまい、それに加えあまり運動もしないと20代でも糖尿や痛風になってしまう、このため健康管理は大事であるという話題で盛り上がりました。

私自身も、高校時代から体重は軒並み増え、知人と数年振りに顔を合わせると、「体が一回り大きくなったね(笑)」等と、言われることが多く、健康管理とダイエットの為に、数年ぶりに昔の趣味だった波乗りを始めました。

全身運動なので、海から出ると、全身が疲労感でぐったりですが、波乗りを再開してから、少しは自分の体にキレが戻ってきた感覚があります。

あまり無理をすると体が悲鳴をあげそうなので、自分のペースで、健康管理とリフレッシュを兼ねて、趣味を楽しみたいと思います。

お問い合わせは・・・

司法書士法人中央合同事務所  
司法書士 古橋 清二  
司法書士 野々垣守道  
430-0929  
浜松市中区中央二丁目12番5号  
TEL 053-458-1551  
FAX 053-458-1444  
sfuru@siren.ocn.ne.jp

知っておきたい専門知識 親名義の建物への増築と住宅借入金取得控除

親名義の建物に子が増築する場合、子が建築業者と請負契約を締結し、子供名義で借入も行うことが多いでしょう。しかし、増築工事が完了して増築による表示変更登記をすると、子が資金を出しているにもかかわらず、建物全体が親名義となってしまう。そのため、「贈与」、「代物弁済」、「真正なる登記名義の回復」などを登記原因として、従来の親名義の建物価格と子が支出した増築資金を考慮して持分割合を定めて親子の共有名義にすることがよく行われます。

そこで、このような場合、増築前に、先を見越して親から子への所有権一部移転登記を行ってしまう場合も見受けられますが、税務署の担当者によっては、増築登記前の贈与登記は「増築前の贈与」であり、増築によって増加した部分については「増築後の贈与」と判断し、両方に贈与税を課税することもあるので注意が必要です。

そして、住宅借入金等特別控除の適用を希望する場合には、その要件に注意する必要があります。

増築の場合に認められる住宅借入等特別控除は、自己が所有し、かつ、自己の居住の用に供する家屋について行う増築であること、増築、改築、建築基準法に規定する大規模な修繕又は大規模の模様替えの工事などであること、増築等の日から6ヶ月以内に居住の用に供し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続いて住んでいること、特別控除を受ける年分の合計所得金額が、3千万円以下であること、などが必要です。

住宅借入等特別控除が認められる場合には、住宅ローン等の年末残高合計額等の1%（ただし、限度額あり。平成24年は限度額30万円）を、10年間継続して控除できるため、ローン利用者にとっては大きなメリットがあります。

問題は、適用を受けるためには

「自己が所有し」という要件をクリアしなければならず、その時期は、建築請負契約を締結する前であるとか、融資を受ける前などと言われています。

そうしますと、前記の例のように建物の表示変更登記をしてから所有権一部移転登記をしても、請負契約成立の段階では「自己が所有」する家屋ではなかったわけですので、住宅借入金等特別控除が受けられないということになってしまいます。

それでは、税務署から贈与税を課せられることなく、なおかつ、住宅借入金等特別控除を受けられるようにするにはどうすればいいのでしょうか？

結論を言いますと、建築請負契約前と増築完了後の2回に分けて持分移転登記を行うということになりますが、この方法についても細かな注意点がありますので、建築請負契約締結前にご相談いただきたいと思います。

事件簿

取得条項付株式への変更

会社が、会社に対する帰属意識と業務に対する士気向上を図るため、役員や従業員（以下、「役員等」と言います。）に株式を所持させる制度を設けている場合があります。

これらの役員等が所持している株式は、会社と株主との間で、株式を所持する役員等が退職するに際し、会社が当該株式を有償で取得することを合意している場合があります。

退職時に、会社が当該株式を有償取得する理由は、会社を退職した役員等が、会社と無関係の第三者に株式を売り渡してしまったりして、会社と無関係の第三者が、株式を所有し、株主総会の運営に支障をきたしてしまうことを防止するためです。

では、実際に、従業員が退職した場合に当該会社が自己株式を取得するまでの手続は、発行している株式が普通株式のみである場合には、会社法160条に基づき、株主総会を開催することによって、会社を退職した特定の株主から株式を取得する決議を行います。その後、株主から会社への株

式の譲渡日、会社の取得金額等の詳細を取締役会設置会社であれば取締役会、それ以外であれば株主総会で決定します。

しかしながら、上記の手続きによる場合、原則として、会社を退職しない他の株主も、会社に対し、当該株式を自己株式として取得することを株主総会の議案とする旨請求ができるので注意が必要です。

このような事態を避け、退職した役員等の株式に限定した自己株式の取得を円滑に行う方法の一つとして、定款を変更し、取得条項付株式の規定を設けることが考えられます。取得条項付株式とは、ある一定の事由が生じたことを条件として、会社が、その対象となる株主の有する株式を買取ることができる株式をいいます。例えば、定款で「当会社は、株主が当社の役員等でなくなった場合、1株につき金5万円で株式を買取ることができる」と規定することができます。

この規定により、会社と無関係の第三者が株式を取得するような株式分散のリスクを防ぐことがで

きます。しかし、この規定を設けるにしても、単一の株式を発行している会社は、株主全員の同意が必要となり、種類株式発行会社では、株主総会の特別決議に加え、取得条項付株式へ変更対象となる株主全員の同意が必要となります。

実例を示しますと、A、Bの種類株式を発行している会社が、A種類株式を取得条項付株式に変更する場合、株主総会の特別決議に加え、A種類株主全員の同意が必要となります。

また、取得条項付株式は、ある一定事由が生じることに、会社が強制的に株式を買取することになるため、株主にとっても、投下資本回収の可能性が高まるなど、株主の利益となることの説明を行い、十分な理解を得る必要があります。

このため、取得条項付株式の規定を設けることを検討する場合は、各々の会社の、定款、株主名簿、発行している株式の種類や現在の発行済株式総数等の一つ一つを丁寧に確認して、慎重に手続を進めていくことが重要です。